

## 第15 警報設備の基準

### 1 自動火災報知設備の基準

自動火災報知設備は、危規則第38条第2項の規定によるほか、次によること。（平成24年3月30日消防危第90号）

- (1) 感知器等の設置は、規則第23条第4項から第8項までの規定の例によること。
- (2) 前記(1)に定めるもののほか、規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。

### 2 非常ベル、拡声装置及び警鐘の基準

非常ベル、拡声装置及び警鐘は、令第24条第4項及び規則第25条の2第2項の基準の例により設けること。